

○石川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

〔 令和 7 年 3 月 3 1 日
石川県警察本部訓令第16号 〕

石川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令を次のように定める。

石川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

石川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和36年石川県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和29年石川県条例第36号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、県が行う給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察庁訓令の準用）

第2条 県が行う給付の実施に関し必要な事項については、警察官に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和30年警察庁訓令第19号。以下「警察庁訓令」という。）の規定（第1条、第2条、第4条第3項及び第4項、第8条第4項、第10条第4項並びに第12条を除く。）を準用する。この場合において、警察庁訓令の規定中「長官又は管区警察局長等」、「長官または管区警察局長等」、「長官及び管区警察局長等」又は「長官および管区警察局長等」とあるのは「警察本部長」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる警察庁訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条、第4条第1項及び第2項	法第2条第1項	法第2条
第3条、第23条	協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長	協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長又は災害発生地を管轄する警察署長
第3条	警察庁長官（以下「長官」という。）または前条の規定により権限を委任された者（以下「管区警察局長等」という。）	警察本部長
第20条第1項	長官に	警察本部長に
第21条第1項	長官	警察本部長
	管区警察局長等および申請者	申請者

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。